

報告第1号

平成29年度亀岡市一般会計決算認定に対する
附帯決議に関する事後の状況、対応等の報告に
ついて

平成30年10月1日の会議において可決されました平成29年度亀岡市一般会計決算認定に対する附帯決議に関する事後の状況、対応等を下記のとおり報告します。

記

決議要旨

公の施設の管理運営においては、法令を順守し適正に行うこと。

(事後の状況、対応等の報告内容)

行政財産である亀岡市立老人福祉センターについては、昭和50年に亀岡市と亀岡地区自治会連合会、亀岡財産区管理会及び亀岡土地改良区（以下「自治会連合会等」という。）と取り交わした覚書に基づき、自治会連合会等の使用を認めてきました。

しかし、行政行為としての正式な使用許可手続がなされておらず、平成29年9月亀岡市議会定例会において「老人福祉センターの形態を、地方自治法に定める指定管理者制度に改められたい。」及び「公の施設の使用申請等については、手続きの適正性を確保されたい。」との指摘要望を受けたところです。

これら議会からの指摘を契機に、自治会連合会等と協議し、平成30年度において亀岡市立老人福祉センター条例及び同条例施行規則に基づき、文書による使用の申請及び使用の許可の手続を行うなど改善を図りました。

あわせて、建設時の経緯やその後の経過を踏まえ、亀岡地区にお

ける自治会活動の拠点施設とすべく、建物を譲渡することで調整した結果、平成30年亀岡市議会定例会12月議会において亀岡市立老人福祉センターの廃止及び老人福祉センターの建物の無償譲渡に関する議案を提出する運びとなっております。